

水泳指導業務委託に伴う送迎業務委託仕様書

1 件 名

令和7年度水泳指導に伴う送迎業務委託（武蔵野小）（大型バス・総価契約）

2 業務目的

民間施設を利用した水泳指導において、児童の安全を確保するために、武蔵野小学校から川越スイミングスクールとの区間を、配車計画を遵守し、安全且つ適正に児童を送迎することを目的とする。

3 法令の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、当該業務の関係法令を正しく理解しかつ遵守するとともに、その法令の施行に関する諸基準並びにこれに基づいてなされる発注者の指示に従わなければならない。

4 契約期間

（１）契約締結日から令和7年12月15日

（２）配車日及び台数は、契約期間内の以下の8日

9月 8日（月）	3台
9月22日（月）	3台
10月 6日（月）	3台
10月20日（月）	3台
10月27日（月）	3台
12月 1日（月）	3台
12月 8日（月）	3台
12月15日（月）	3台

5 業務内容

（１）あらかじめ指定された時刻に、児童及び引率者を武蔵野小学校から川越スイミングスクールへ輸送し、終了後に児童及び引率者を武蔵野小学校に輸送する。

（２）受注者は、業務着手前に以下の書類を提出する。

①実施計画書

②その他発注者指定のもの

（３）受注者は、業務終了後に、発注者が指定する報告書を作成し、提出する。

6 入札書に記載する金額及び支払方法

（１）入札書に記載する金額は、大型バス24台分の総価格とし、実拘束時間8時間、往復30kmをもとに積算する。実拘束時間には、出庫前、帰庫後の点検、点呼を含む。支払いは、月払いとする。

（２）出庫、帰庫については、川越市内を想定とする。ただし、川越市外の出庫・帰庫については、実拘束時間、距離を加えて積算する。

（３）車両にかかる燃料代、整備代、修理代等は、受注者の負担とする。

（４）受注者は、業務終了後に、発注者が指定する報告書を作成し、検査に合格した後、発注者に対し委託料の支払いを請求するものとする。

（５）落札業者は、入札額の積算根拠内訳明細書を提出すること。

7 契約について

- (1) バス1台につき、学校から施設まで3往復、ピストン輸送する。

※ 詳細な運行表は契約後に落札業者に配付

8 損害賠償について

- (1) バス運行業務に起因する損害または傷害に対する賠償は、受注者がその責を負うこと。ただし、受注者の責によらないものはこの限りでない。
- (2) 任意保険、その他必要な保険などについては受注者が加入するものとする。任意保険の内容については、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険を含むものとする。

9 バスの仕様等

- (1) 大型車の車両を使用すること。(53人乗り大型バス)
- (2) 冷暖房の設備を有すること。
- (3) 一般貸切旅客自動車を使用すること。

10 利用の形態

- (1) 実拘束時間概ね8時間(出庫前、帰庫後の点検、点呼2時間を含む)、往復概ね30kmで規定時間内は他の用に供しないこと。
- (2) 武蔵野小学校から川越スイミングスクールの往復とする。
- (3) 深夜・早朝は除く。
- (4) 数回にわたりピストン輸送が可能であること。
- (5) 児童のバス乗車や降車等について、安全を十分に確保できること。
- (6) 諸事情により、配車時刻等に変更が生じた場合は、速やかに当該学校並びに教育委員会に連絡すること。
- (7) その他、学校または教育委員会から要求があった場合、双方協議の上決定すること。

11 その他

- (1) 国土交通省へ届出ている運賃・料金の下限値を下回らないこと。
- (2) 落札業者は、運行車両に係る任意保険の契約内容及び運送約款の写しを提出すること。
- (3) この仕様書は、業務委託の大要を示すものであって、現場の状況に応じここに記載されていない事項についても双方誠意をもって行うものとする。
- (4) 受注者が本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承認を得るものとする。
- (5) この契約の締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (6) 諸事情により日程等に変更がある場合、双方協議の上決定すること。

※ 埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車の運行規制における荷主等の義務(第33条)を遵守すること。